

＼新体制のご紹介／

4月より職員を新たに1名迎え、新しい体制がスタートしました！日々の業務から地域の皆さんの声に耳を傾けお一人お一人の生活に寄り添っていきけるよう、地域の方々や専門職の皆さんと一緒に歩んでまいります。

気になることがございましたら、お気軽にお問い合わせください。



「すてっぷ中央」では高齢・障害のある方が地域で安心していくためのお手伝いとして、成年後見制度の利用支援 と 地域福祉権利擁護事業を行っています。

成年後見制度の利用支援について

成年後見制度の利用に関する相談を受け付けています。また、以下のとおりさまざまな支援を行っています。

- ・講座、相談会、出前講座
- ・親族後見人の支援
- ・申立書類作成支援、後見人等候補者の紹介
- ・区民後見人(社会貢献型後見人)の養成
- ・費用等の助成

今回はこちらについて
ご紹介いたします

申立書類作成支援、後見人等候補者の紹介



申立書類を作成したけれど、
不備がないか心配です。
確認してもらうことはできますか？

→ 随時、受け付けております。
来所いただくことが可能でしたら
書類を確認し、アドバイスします。



申立人が申立書類を作成するこ
とが難しいです。
後見人になる人を、家庭裁判所
が選ぶことも不安です。

→ 専門職の紹介をしています。
裏面をご確認ください。

書類作成支援

成年後見制度の利用時には、申立人が申立書類を作成し、家庭裁判所に提出します。

申立書類の作成が難しい場合は、申立人に代わって申立書類作成を行う専門職(弁護士、司法書士)を紹介しています。

※紹介までにお日にちを頂戴いたします。

※専門職により、書類作成費用は異なります。

※後見人等は最終的に家庭裁判所が選任するため、希望している後見人等候補者が選任されるとは限りません。

後見人等候補者の紹介について

後見人等候補者として引き受けてくださる専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)の紹介をしています。

事前に候補者の方と顔合わせを行いますので、安心して申立ての手続きを行うことができます。

講座のご紹介「成年後見申立講座」(年2回開催)

制度に精通しており、後見人等として活動している弁護士や司法書士による講座です。

今年度は、第1回目を4月に開催し、11月に第2回目を開催予定です。

成年後見制度の概要説明、申立書類作成時の留意点や成年後見人等に就任後の手続きや仕事内容について説明しています。

弁護士や司法書士の実際に扱った事例や、制度に関するクイズについても参考になると、ご好評の声を多くいただいています。



令和5年度実施の様子

他にも定期的に講座を開催予定です。

ご案内は、社会福祉協議会のホームページや社協だよりに掲載いたしますので、ご確認ください。



高齢者や障害のある方の権利侵害や成年後見制度の利用に関する相談、福祉サービスの利用や遺言・相続のトラブルに関して、専門の弁護士が相談に応じる「福祉法律相談」も行っています(毎月1回・無料・要予約)。

お気軽に、ご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談先

中央区社会福祉協議会 成年後見支援センターすてっぷ中央
〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5 1階
☎:03-3206-0567 FAX:03-3523-6386
Eメール:step@shakyo-chuo-city.jp

中央区社会福祉協議会
ホームページ

